第74期

定時株主総会
招集ご通知

BX
文化シヤッター

日時　2020年6月29日（月曜日）
午前10時

場所　東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社　2階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

ご来場自粛検討のお願い
新型コロナウイルス感染症による影響が未だ収束の兆しを見せていない状況が続いております。当社第74期定時株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を行使頂き、当日のご来場を見合わせて頂くことも含めてご検討くださいますようお願い申しあげます。

証券コード：5930



株主の皆様におかれましては、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループ第74期事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の事業の概況のご報告にあたり、ご挨拶申しあげます。

2016年度よりスタートさせました中期経営計画「進化する快適環境ソリューショングループ」の最終年度に当たる2020年度は、『For the next stage：「技術力」「施工力」の深化』を経営方針として掲げ、大きな社会変化が急速に広まる時代において、多様な価値観が共存する生活様式に対応できる「コンサルティング力」を駆使し、収益の拡大を図るため、開発部門、施工部門のみならず、当社グループの全業務分野における「技術力」の強化に取り組んでまいります。

いかなる市場環境においても成長発展し続ける強い企業力の構築に取り組んでおり、今後ともお客様と社会から必要とされる商品・サービスの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2020年6月

代表取締役社長

潮崎敏秀

目　次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	41
連結計算書類	64
計算書類	66
監査報告	68
株主メモおよびトピックス	76

社　是

誠実　誠実とは心のふれあいである。
真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力　努力とは想像する行為の持続力である。

奉仕　奉仕は自発的な行為、
行動でお客様や社会のお役に立つこと。

経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

ＣＳＲ憲章

１．成長と共に
２．社会と共に
３．地球と共に
４．働く仲間と共に

証券コード　5930
2020年６月12日

株　主　各　位

東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長　茂　木　哲　哉

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月29日（月曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社　本社　２階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第74期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第74期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

第３号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

４．議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.bunka-s.co.jp/）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社株主総会ご来場に関するご検討のお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当社第74期定時株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申しあげます。

特に感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、感染の回避を最優先にお考えいただきたく、慎重なご検討、ご判断をお願い申しあげます。

なお、ご来場をされる場合には、マスクを着用するなどご自身および周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申しあげます。また、会場にて体調不良と見受けられる株主様には、当社運営スタッフがお声掛けして入場をお控えいただくことがございますことを予めご了承くださいますよう合わせてお願い申しあげます。

- ●インターネット等による議決権行使の方法につきましては、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照いただきますようお願いいたします。
- ●毎年株主総会終了後に開催しております「株主懇談会」につきましては、感染拡大防止の観点から、本年は中止いたします。
- ●その他当社株主総会に関する件は、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。
  当社IR情報／株主総会　https://www.bunka-s.co.jp/ir/individual/meeting/
- ●当日は、当社役員全員がマスク着用にて出席する旨および当社運営スタッフがマスク着用にて対応させていただく旨をご了承いただきますようお願いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

【電話】0120（652）031　（受付時間　９：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

【電話】0120（782）031　（受付時間　９：00～17：00　土日休日を除く）

5．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、強固な経営基盤のもとに事業の発展を図り、利益の確保により株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　3,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金12.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は896,458,612.5円となります。

（2019年11月29日に中間配当金として１株につき12.5円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は１株につき25円となります。）

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2020年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、代表取締役および社外取締役３名を含む監査等委員会で構成される事前会議において検討を行い、監査等委員会は全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当	
1	茂木（もぎ）　哲哉（てつや）	代表取締役会長	再任
2	潮崎（しおざき）　敏彦（としひこ）	代表取締役社長執行役員社長	再任
3	嶋村（しまむら）　悦典（よしのり）	取締役常務執行役員、設計、施工、新事業、商品開発担当	再任
4	小倉（おぐら）　博之（ひろゆき）	取締役常務執行役員営業担当	再任
5	大島（おおしま）　亨（とおる）	取締役上席執行役員新事業・特需事業本部長	再任
6	藤田（ふじた）　義徳（よしのり）	取締役上席執行役員東日本事業本部長	再任
7	三田（みた）　充（みつる）	取締役上席執行役員ビル建材事業本部長	再任
8	市川（いちかわ）　治彦（はるひこ）	取締役上席執行役員業務担当	再任
9	山﨑（やまさき）　浩樹（ひろき）	取締役上席執行役員西日本事業本部長	再任

候補者番号 1

茂木 哲哉（もぎ てつや） 1942年（昭和17年）12月22日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1967年（昭和42年）３月　当社入社
1975年（昭和50年）10月　当社姫路工場長
1979年（昭和54年）10月　当社東京工場長
1983年（昭和58年）10月　北海道文化シヤッター株式会社代表取締役社長
1991年（平成３年）６月　当社取締役北海道事業部長
1993年（平成５年）４月　当社取締役住建本部長
1995年（平成７年）４月　当社常務取締役製造本部長
1999年（平成11年）４月　当社専務取締役営業担当
2005年（平成17年）４月　当社代表取締役社長
2007年（平成19年）４月　当社代表取締役　社長執行役員
2009年（平成21年）４月　当社代表取締役社長　執行役員社長
2016年（平成28年）４月　当社代表取締役会長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

177,700株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

茂木哲哉氏は、1967年の入社以来、当社の製造部門や営業部門、そしてグループ会社の経営等において幅広い業務経験を有しております。2005年の当社代表取締役社長就任以後は、10年間の長期経営計画の実行において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大に貢献しており、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 2

潮崎 敏彦（しおざき としひこ）

1947年（昭和22年）12月13日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）３月　当社入社
1984年（昭和59年）４月　当社福岡工場長
1987年（昭和62年）４月　当社福岡支店長
1990年（平成２年）４月　当社千葉支店長
1993年（平成５年）４月　当社システム部長
1998年（平成10年）10月　当社人事部長
2006年（平成18年）４月　当社執行役員人事部長
2007年（平成19年）４月　当社執行役員業務担当
2007年（平成19年）６月　当社取締役上席執行役員業務担当
2009年（平成21年）４月　当社取締役上席執行役員企画管理本部長
2011年（平成23年）４月　当社取締役常務執行役員業務担当
2012年（平成24年）６月　当社取締役専務執行役員業務担当
2016年（平成28年）４月　当社代表取締役社長　執行役員社長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

83,100株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、あらゆる業務における幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。また2016年の代表取締役社長就任以後は、新たに策定した中期経営計画の実行を牽引するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 3

しまむら　よしのり
嶋村 悦典

1955年（昭和30年）３月１日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1978年（昭和53年）４月　当社入社
2003年（平成15年）４月　当社住建支社技術室長
2008年（平成20年）４月　当社商品開発部長
2010年（平成22年）４月　当社執行役員商品開発部長
2011年（平成23年）４月　当社執行役員商品開発担当　兼　商品開発部長
2011年（平成23年）６月　当社取締役上席執行役員商品開発担当　兼　商品開発部長
2013年（平成25年）４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当　兼　商品開発部長
2014年（平成26年）４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当
2018年（平成30年）４月　当社取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
2020年（令和２年）４月　当社取締役常務執行役員設計、施工、新事業、商品開発担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

40,500株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

嶋村悦典氏は、1978年の入社以来、主に技術部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発をはじめとして製造部門、設計・施工部門等の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 4 | 小倉 博之（おぐら ひろゆき） 1955年（昭和30年）３月24日生まれ 再任

■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）７月　当社入社
2002年（平成14年）４月　当社南九州支店長
2005年（平成17年）４月　当社九州特販支店長
2008年（平成20年）４月　当社中四国支社長
2010年（平成22年）４月　当社執行役員九州支社長
2011年（平成23年）４月　当社執行役員西日本事業本部長
2011年（平成23年）６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
2016年（平成28年）４月　当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）４月　当社取締役常務執行役員営業担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

24,300株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、そして当社営業部門の統括責任者を歴任するなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 5　大島（おおしま）　亨（とおる）　1957年（昭和32年）12月22日生まれ　再任

■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）４月　北海道文化シヤッター株式会社入社
2004年（平成16年）４月　当社北海道支社市場開拓部長
2005年（平成17年）４月　当社北海道特販支店長
2007年（平成19年）４月　当社埼玉支店長
2011年（平成23年）４月　当社首都圏支店長
2013年（平成25年）４月　当社執行役員首都圏支店長
2015年（平成27年）６月　当社取締役上席執行役員住宅建材事業本部長
2017年（平成29年）４月　当社取締役上席執行役員東日本事業本部長
2019年（平成31年）４月　当社取締役上席執行役員新事業・特需事業本部長（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

11,600株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

大島亨氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2015年の当社取締役就任以後は、主に住宅建材部門および東日本エリアの営業部門責任者および新事業部門の責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 6

ふじた　よしのり
藤田 義徳

1955年（昭和30年）10月５日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）４月　当社入社
2003年（平成15年）４月　当社福岡支店長
2007年（平成19年）４月　当社広島支店長
2010年（平成22年）４月　当社ドア・パーティション事業部三部長
2011年（平成23年）４月　当社九州支店長
2014年（平成26年）４月　当社執行役員九州支店長
2016年（平成28年）４月　当社常務執行役員西日本事業本部長
2017年（平成29年）６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
2019年（平成31年）４月　当社取締役上席執行役員東日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

4,937株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

藤田義徳氏は、1983年の入社以来、主に西日本エリアの営業部門やドア、パーティションの営業部門等における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2017年の当社取締役就任以後は、主に西日本エリアおよび東日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 7　三田（みた）　充（みつる）　1958年（昭和33年）12月４日生まれ　再任

■略歴、地位および担当

1982年（昭和57年）４月　当社入社
2001年（平成13年）４月　当社多摩支店長
2005年（平成17年）４月　当社神奈川支店長
2009年（平成21年）４月　当社福岡支店長
2011年（平成23年）４月　当社中部支店長
2013年（平成25年）４月　当社執行役員特需事業本部長
2014年（平成26年）４月　文化シヤッターサービス株式会社代表取締役社長
2018年（平成30年）４月　当社常務執行役員ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）６月　当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

10,000株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長を歴任し、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 8

いちかわ　はるひこ
市川 治彦

1960年（昭和35年）１月27日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）４月　当社入社
2007年（平成19年）４月　当社人事部長
2012年（平成24年）４月　当社人事総務部長
2013年（平成25年）４月　当社執行役員人事総務部長
2016年（平成28年）４月　当社常務執行役員業務担当
2018年（平成30年）６月　当社取締役上席執行役員業務担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

6,900株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任後も同様に本社管理部門の統括責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

候補者番号 9

山﨑 浩樹（やまさき ひろき） 1961年（昭和36年）12月８日生まれ

再任

■略歴、地位および担当

1985年（昭和60年）４月　当社入社
2007年（平成19年）４月　当社四国支店長
2009年（平成21年）４月　当社関西特販支店長
2011年（平成23年）４月　当社中四国支店長
2015年（平成27年）４月　当社西日本事業本部業務部長
2016年（平成28年）４月　当社営業企画部長
2017年（平成29年）４月　当社執行役員営業企画部長
2019年（平成31年）４月　当社常務執行役員西日本事業本部長
2019年（令和１年）６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

1,300株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

山﨑浩樹氏は、1985年の入社以来、主に営業部門において、西日本エリアの営業部門やゼネコン営業担当部門などにおける、幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2016年の営業企画部門責任者就任以後は、全社の営業政策立案等に従事し、2019年より西日本エリアの営業部門責任者として、同年の当社取締役就任後も同様に西日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

第３号議案　当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年６月27日開催の当社第62期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、その後３年ごとにそれぞれ継続することについてご承認をいただいてまいりました「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）につきまして、その有効期間は2020年６月29日開催予定の当社第74期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランの継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き慎重に検討してまいりました。

その結果、2020年５月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第３号に基づいて定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針が決定されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。

本プランの継続にあたり、一部語句の修正、整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

また、本プランの継続につきまして、当社監査等委員会は、本プランの基本的運用が適正に行われることを前提として、賛成する旨の意見を述べております。

なお、2020年３月31日現在の当社株式の状況は、別紙４「Ⅰ　当社株式の状況」のとおりですが、本日現在、当社株式の大量買付に関する打診や申し入れ等の事実はありません。

記

Ⅰ　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、その一方で対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行するなど、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えていただいておりますステークホルダーとの信頼関係を構築し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II　基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年（昭和30年）の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してまいりました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

［社　　是］

誠　　実　　誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。
努　　力　　努力とは創造する行為の持続力である。
奉　　仕　　奉仕とは自分の行為、行動で相手のお役に立つこと。
　　相手の立場に立った思いやりの心であり、いたわりの精神である。

［経営理念］

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にあります。

当社は、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資して頂くため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以

下の施策を実施しております。
　これらの取り組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を一層強固なものにし、継続的な企業価値の向上をめざしてまいります。
　これらの取り組みは、先述した当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上すべく十分に検討されたものであります。したがいまして、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

１．中長期的な会社の経営戦略
　当社グループは、2006年度から2015年度において、お客様に「安心」「安全」を提供できる『快適環境のソリューショングループ』をめざすという長期ビジョンを掲げ、第一次中期経営計画では“メーカー原点への回帰”、第二次中期経営計画では“事業領域の拡大”、第三次中期経営計画では“快適環境のソリューショングループ”とそれぞれ基本テーマを掲げ、当社グループの企業価値向上に取り組むとともに、着実に事業規模を拡大させてまいりました。
　そして2016年度からは、前年度に終了した10年の長期経営計画を継承する５カ年の新たな中期経営計画をスタートさせております。
　新たな中期経営計画においては、『進化する快適環境ソリューショングループ』の経営ビジョンのもと、これまでの経営計画を推し進めることで培ってきたグループとしての総合力を駆使してグループ一丸となって、さらなる企業価値の向上に取り組んでおります。
　具体的には、当社グループがこれまで手掛けてきたシャッターやドア等のビル用建材、住宅用建材の製造、販売、施工等を「基幹事業」と位置づけ、社員一人ひとりがより高度な専門知識と幅広い見識や経験によって、お客様のより高度な課題を解決するための提案力を身につけたコンサルティング集団を形成し、持続的な進化を目指してまいります。
　一方で、2020年度以降の当社グループの将来を見据え、“エコ”と“防災”をキーワードに多彩なものづくりやソリューションを提供する「エコ・防災事業」をはじめとして、国内での新設市場が縮小傾向にある状況下において、建て替えや取り替え需要を確実に取り込むためにビルのリニューアルや住宅リフォームを手掛ける「ロングライフ事業」、国内において培ったノウハウを武器に、特にＡＳＥＡＮ市場への積極的な事業展開を推し進める「海外事業」、改正建築基準法の施行に伴い、防火シャッター等の定期点検報告が義務化されたことに対応するための「メンテナンス事業」、当社グループがこれまでに培ってきた技術力を駆使し、大型の建材等の特殊仕様製品に的確に対応する「特殊建材事業」を「注力事業」と位置づけ、新たな事業の柱へと成長させるための取り組みを推し進めております。
　また、既存事業領域にとらわれない新商品・サービスの開発や新事業の創出、Ｍ＆Ａにも積極的に取り組むことで、当社グループの持続的な成長に向けた体制整備ならびに強化を図ってまいります。

２．コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社では、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化および公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでおります。

経営の体制としては、2017年６月27日開催の当社第71期定時株主総会における決議によって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行いたしました。取締役会の議決権を保有する４人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を構築、整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図ってまいります。

内部統制システムにつきましては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令順守、資産の保全を全業務の中で達成する取り組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に不可欠であると考え、2007年４月に制定した「ＣＳＲ憲章」「ＣＳＲ行動指針」のもと、全役職員による、お客様満足の追求、安全への配慮、環境への配慮、誠実な企業経営、社会への貢献等を通じてステークホルダーからの信頼を一層高めるため、業務担当役員を委員長とするＣＳＲ委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化、環境問題への取り組み、地域社会への取り組み等を推し進めております。

今後は、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）および2015年に国連で採択された全世界共通の目標である「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）」への取り組みを強化し、当社グループのＣＳＲ活動をさらに推し進めてまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

１．企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないも

のであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、永年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の企業価値を中長期的に向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記２．(2)①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

(2) 本プラン導入の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを順守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、当社の大株主の状況につきましては別添のとおりであり、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続にしたがうことを要請するとともに、かかる手続にしたがわない大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則、新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランにしたがって割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行為を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割り当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

ⅰ．当社の株式[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株式に係る株式保有割合[4]の合計

ⅱ．当社の株式[5]の公開買付者[6]が所有[7]しまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者[8]が所有する当社の株式に係る株式所有割合[9]の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株式の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1．金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2．金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

3．金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいいます。以下同じとします。

４．金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
５．金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。以下ⅱにおいて同じとします。
６．金融商品取引法第27条の３第２項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
７．金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
８．金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。
９．金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規定に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（https://www.bunka-s.co.jp/）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を順守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（下記④）に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。かかる追加情報提供の請求は、上記買付け提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

ⅰ．大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
ⅱ．大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株式の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況
ⅲ．大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項、同法施行令第14条の８の２第１項、および株式の大量保有状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株式の種類および

数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

ⅳ．大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

ⅴ．大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

ⅵ．大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

ⅶ．大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針

ⅷ．大量買付行為のために投下した資本の回収方針

ⅸ．その他当社取締役会が合理的に必要とする情報

なお、大量買付行為があった場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、適時かつ適切に株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様に情報開示を行います。

③　当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の定める諸規則にしたがって適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、下記⑦に定める場合を除き、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

④　独立委員会の設置

本プランに定めるルールにしたがって一連の手続が進行されたか否か、ならびに本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、３名以上５名以内とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験ある社外者等の中から選任されるものとします。本プラン継続時における独立委員会の委員には、小林明彦氏および藤田昇三氏、阿部和史氏の合計３名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙１「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会概要は、別紙２「独立委員会規制の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行います。

⑤　対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、取締役監査等委員を含む当社取締役会全員の賛成により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥　対抗措置の発動の条件

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続にしたがわずに大量買付行為を行う場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続にしたがわなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ⅱ．大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行う場合

大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行ってまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

(a) 高値買取要求を狙う買収である場合

(b) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合

(c) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合

(d) 会社の高額試算を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収を狙う買収である場合

(e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合

(f) 最初の買付けで全株式の買付けの申し込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、株主に株式の売却

を事実上強要するおそれがある買収である場合

(g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

(h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

(i) 前各号のほか、以下のいずれをも満たす買収である場合

ａ．顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

ｂ．当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値および株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収

⑦ 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定にかかる通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または、中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙３「新株予約権の要項」にしたがい本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は

１円であり、本新株予約権１個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式１株が交付されます。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもと本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては新株予約権の取得の対価または譲受けの対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2023年６月開催予定の2023年３月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得たうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2020年５月28日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨にしたがい、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、2023年３月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきま

しては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3．株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定し

ておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個当たり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の文言を含む当社所定の書式による書面をご提出していただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ　本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

本プランは、以下の理由により上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものです。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2．企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様からのご承認をいただいたうえで、継続するものであり、かかる議案が承認されない場合、本プランは直ちに廃止されるものとします。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ２．⑵④に記載のとおり、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、

当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ２．⑵に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ２．⑵③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．当社取締役の任期は原則１年であること

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は１年であり、毎年の取締役選任議案への賛否を通じても、本プランについて株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

8．デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ２．⑷に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は１年であり、あわせて、任期が２年の監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

（別紙１）

独立委員会委員の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の３氏を予定しております。

小林　明彦

1986年（昭和61年）４月　東京弁護士会登録
1986年（昭和61年）４月　片岡義広法律事務所（現　片岡総合法律事務所）入所
1990年（平成２年）６月　同法律事務所パートナー
2002年（平成14年）４月　経済産業省企業法制研究会委員
2003年（平成15年）４月　法制審議会動産・債権担保法制部会幹事
2016年（平成28年）４月　中央大学法科大学院　教授（現任）
2016年（平成28年）４月　神奈川県公金運用委員（現任）
2019年（令和１年）11月　中央大学法科大学院　研究科長（現任）

藤田　昇三

1976年（昭和51年）４月　検事任官
1986年（昭和61年）４月　在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官
1990年（平成２年）４月　東京地方検察庁検事
1997年（平成９年）４月　法務省刑事局刑事課長
2000年（平成12年）６月　東京地方検察庁公安課長
2003年（平成15年）９月　佐賀地方検察庁検事正
2008年（平成20年）１月　最高検察庁公安部長
2010年（平成22年）６月　広島高等検察庁検事長
2010年（平成22年）12月　名古屋高等検察庁検事長
2011年（平成23年）８月　定年退官
2011年（平成23年）９月　東京弁護士会登録
2012年（平成24年）４月　株式会社整理回収機構取締役
2012年（平成24年）６月　同社代表取締役社長
2015年（平成27年）10月　同社代表取締役社長　退任
2015年（平成27年）11月　奥野総合法律事務所・外国法共同事業　入所
2016年（平成28年）６月　当社監査役（社外監査役）
2017年（平成29年）６月　当社取締役監査等委員（社外取締役・現任）
2018年（平成30年）10月　奥野総合法律事務所・外国法共同事業　退所
2019年（平成31年）２月　藤田昇三法律事務所設立

阿部　和史

1974年（昭和49年）４月　住友軽金属工業株式会社（現　株式会社ＵＡＣＪ）入社
2000年（平成12年）６月　同社購買部長
2006年（平成18年）４月　同社執行役員購買部長
2010年（平成22年）４月　同社常務執行役員管理本部副本部長
2013年（平成25年）６月　同社監査役
2013年（平成25年）10月　同社常勤監査役
2015年（平成27年）６月　同社常勤監査役　退任
2016年（平成28年）６月　当社監査役（社外監査役）
2017年（平成29年）６月　当社取締役監査等委員（社外取締役・現任）

以　上

（別紙２）

独立委員会規則の概要

第１条　独立委員会は、当社取締役会の決議により独立委員会を設置する。独立委員会は取締役会の諮問により、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）に基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第２条　独立委員会の委員は、３名以上５名以内とし、以下の条件を満たした者の中から選定する。選定された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役および監査役（社外取締役、社外監査役は除く。以下「役員等」。）となったことがない者

② 現在または過去における当社等の役員等の一定範囲の親族でない者

③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去３年間取締役または監査役等となったことがない者

④ 当社との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去３年間取締役または監査役等となったことがない者

⑤ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別な利害関係のない者

⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

２　委員の選定および解職は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解職を決議する場合、出席取締役の３分の２以上の賛成によるものとする。

３　委員の任期は、その選定の時から2023年３月期に関する定時株主総会終結の時までとする。

第３条　独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

① 大量買付者が本プランに定める手続を順守しているか否か

② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かの決定ならびに対抗措置の実施または不実施

③ 対抗措置の中止

④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項

⑤　本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項（取締役会が作成した代替案に係る審議を含む。）

⑥　取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第４条　独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第５条　独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第６条　取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第７条　取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役１名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第８条　独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

以　上

（別紙３）

新株予約権の要項

１．割当対象株主
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿には記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

２．発行する新株予約権の総数
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

３．新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

４．新株予約権の目的である株式の種類および数
①　新株予約権の目的である株式の種類
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
②　新株予約権の目的である株式の数
新株予約権１個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は１株とする。
ただし、第５項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

５．新株予約権の目的である株式の数の調整
①　当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
②　対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日以降速やかにこれを行う。

６．新株予約権の払込金額
無償とする。

７．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価格（以下「行使価額」という。）は、１円とする。

８．新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合はその翌銀行営業日を最終日とする。

9．新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

ａ．「特定株式保有者」とは、当社株式の買付けその他の有償の譲受けの結果、

Ⅰ 当社の株式の保有者が保有する当社株式に係る株式保有割合の合計

Ⅱ 当社の株式の当該公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株式に係る株式所有割合の合計いずれかが、20%以上となるものをいう。

ｂ．Ⅰにおいて「株式」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。Ⅱにおいて「株式」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいう。

ｃ．「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされるものを含む。

ｄ．「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいう。

ｅ．「株式保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいう。

ｆ．「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の３第２項に規定する公開買付者をいう。

ｇ．「所有」とは、金融商品取引法27条の２第１項に規定する所有をいう。

ｈ．「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第１号に掲げるものについては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。

ｉ．「株式所有割合」とは、金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株式を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定にしたがい、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第８項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第９項にしたがい新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載して記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第８項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以　上

（別紙４）

Ⅰ　当社株式の状況（2020年３月31日）

１．発行可能株式総数　　288,000,000株

２．発行済株式総数　　72,196,487株（自己株式479,798株を含む）

３．株主数　　4,633名（自己株式を除く）

４．大株主（上位10名）

株主名	当社への出資の状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
文化シヤッター関連企業持株会	5,524	7.70
第一生命保険株式会社	3,260	4.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,059	4.26
株式会社みずほ銀行	2,934	4.09
文化シヤッター社員持株会	2,672	3.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,913	2.66
住友商事株式会社	1,834	2.55
株式会社淀川製鋼所	1,669	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,560	2.17
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,273	1.77

以　上

II　当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）

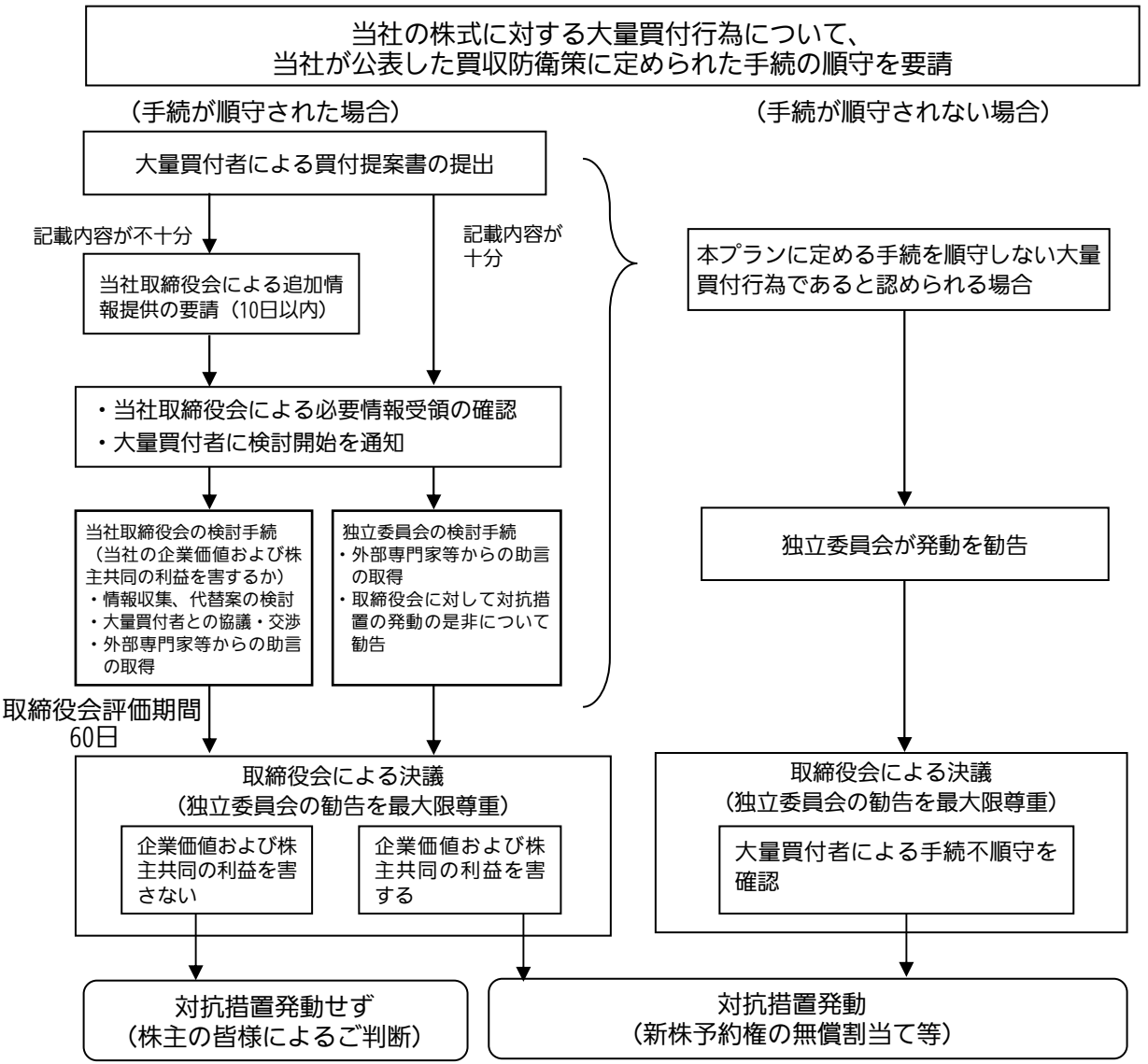

（注）本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

〔2019年４月１日から
2020年３月31日まで〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中の貿易摩擦や欧州における政治情勢の不安などによる海外経済の減速や自然災害の影響などにより年度後半には景況感が悪化し、さらに第４四半期以降は新型コロナウイルス感染拡大による経済面への影響が深刻さを増しており、景気は急速に悪化しました。

このような状況の中、当社グループの売上高は1,842億３千９百万円（前年度比5.5%増）となりましたが、利益面におきましては当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みましたものの、営業利益は94億８千５百万円（前年度比3.2%減）、経常利益は100億３百万円（前年度比7.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても66億３百万円（前年度比9.5%減）となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型商業施設向け重量シャッター等が堅調に推移したことに加えて、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDの業績を含めまして、売上高は669億８千３百万円（前年度比3.7%増）となりましたが、営業利益につきましては71億６千５百万円（前年度比9.0%減）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、大型商業施設向けスチールドア等が堅調に推移しましたので、売上高は794億１百万円（前年度比5.1%増）となりましたが、営業利益につきましては８億４百万円（前年度比30.4%減）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応および定期保守メンテナンス契約等が好調に推移しましたので、連結子会社文化シヤッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は252億４千９百万円（前年度比7.5%増）となり、営業利益につきましても44億６千６百万円（前年度比16.2%増）となりました。

【リフォーム事業】
　リフォーム事業につきましては、ストック市場への取り組みとして、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しており、連結子会社ＢＸゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は70億９千９百万円（前年度比2.1%増）となり、営業利益につきましても９千万円（前年度比4.8%増）となりました。
【その他事業】
　その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業が好調に推移しましたので、売上高は55億５百万円（前年度比35.3%増）となり、営業利益につきましても７億１千８百万円（前年度比211.0%増）となりました。

② 設備投資の状況
　当事業年度中の設備投資額は39億６千８百万円で、その主なものは、社内基幹システムの更新ならびに当社および子会社の工場等における建屋、生産設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況
　当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化をはかるため、2017年10月から2020年10月までの３年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
　該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
　該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当する事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当する事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く市場環境につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は深刻であり、東京オリンピック・パラリンピックの延期が決定したほか、大都市圏における再開発プロジェクトをはじめとした施工物件の進捗や受注状況が悪化する可能性が高く、先行きが見通せない厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、当事業年度は2016年度から2020年度までの５カ年における中期経営計画の最終年度であり「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現をめざし、『For the next stage　「技術力」「施工力」の深化』の基本方針のもと、前年度に引き続き、多様な価値観が共存する生活様式に対応できる「コンサルティング力」を駆使し、収益の拡大を図るため、開発部門や施工部門のみならず、当社グループの全業務分野における「技術力」のさらなる強化に取り組んでまいります。

海外事業につきましては、当社の持分法適用会社でベトナムにおける樹脂サッシ最大手メーカーであるEUROWINDOW社との連携強化により、さらなる受注拡大を図るとともに、これまでと同様に東南アジアを内需と捉えて積極的な事業展開を推し進めてまいります。

一方で、2018年３月にBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDを設立したオーストラリアについては、同国内において産業・商業施設向けシャッターを製造・販売する創業80年を誇る老舗メーカーである　ARCO（QLD）PTY LTDの全株式を取得し、新たに産業・商業施設分野への参入を果たすとともに両社のシナジー効果を最大限発揮することで、オーストラリアにおける事業展開の拡充を図ってまいります。

【多様な働き方の支援】

当社グループでは、全従業員が働きがいを持って業務に従事できるよう、多様な働き方を支援する取り組みを推し進めております。

「労働時間の見える化」をはじめとした労務管理の徹底による長時間労働の抑制やシフト勤務、テレワーク等の柔軟な働き方を支援する制度の導入、育児や介護をしながら勤務を継続できるような育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる職場環境づくりに取り組むとともに、社内基幹システムの刷新に伴い、業務効率や生産性の向上をさらに追求することで「働き方の革新」を推し進めてまいります。

【ＣＳＲへの取り組み】

当社グループでは、事業活動の原点である社是（誠実・努力・奉仕）をはじめとして、企業活動における行動指針である経営理念や、2007年に制定した「ＣＳＲ憲章」を常に意識して事業活動を推し進めております。

また、当社グループでは全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を構築することであると強く認識しており、役員、社員全員を対象にコンプライアンス教育や研修を実施するとともに、働く仲間を尊重しあう風土づくりをめざし、差別やハラスメントについての正しい知識を身につけるための教育なども実施してまいります。

地球規模で深刻化する環境問題に対しては「グループ環境方針」に則り、環境負荷を軽減した企業経営をめざし、事業活動におけるエネルギー使用の合理化および電気需要の平準化ならびに廃棄物の削減に取り組むとともに、商品開発分野においても100％リサイクル建材や環境配慮商品などのラインアップをさらに拡充し、環境負荷軽減への取り組みを推し進めてまいります。

今後は、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）およびＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を重視しながらＣＳＲ（企業の社会的責任）を一層積極的に推し進めていくことで、当社グループの企業価値の向上と、持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度	第 73 期 2018年度	第 74 期 2019年度 (当事業年度)
売上高	百万円 145,855	百万円 155,515	百万円 174,661	百万円 184,239
経常利益	百万円 8,463	百万円 7,681	百万円 10,801	百万円 10,003
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 5,967	百万円 3,195	百万円 7,294	百万円 6,603
1株当たり当期純利益	円 83.24	円 44.57	円 101.74	円 92.11
総資産	百万円 139,660	百万円 153,778	百万円 162,085	百万円 165,874
純資産	百万円 66,929	百万円 70,195	百万円 74,179	百万円 77,157
1株当たり純資産額	円 933.54	円 979.11	円 1,032.44	円 1,073.97

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度	第 73 期 2018年度	第 74 期 2019年度 (当事業年度)
売上高	百万円 112,930	百万円 114,215	百万円 118,133	百万円 124,959
経常利益	百万円 6,474	百万円 6,123	百万円 7,519	百万円 6,981
当期純利益	百万円 5,133	百万円 3,009	百万円 5,614	百万円 5,259
1株当たり当期純利益	円 71.58	円 41.97	円 78.29	円 73.33
総資産	百万円 112,444	百万円 122,524	百万円 128,166	百万円 129,091
純資産	百万円 55,402	百万円 58,214	百万円 61,367	百万円 63,101
1株当たり純資産額	円 772.51	円 811.72	円 855.70	円 879.88

(注) 1．1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ＢＸ新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シヤッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
ＢＸゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸテンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

① 当社の営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	北海道	ステンレス部	東京都
東北支店	宮城県	パーティション部	東京都
関越支店	群馬県	シャッター特需部	東京都
東関東支店	千葉県	止水事業部	東京都
首都圏支店	東京都	特殊建材事業部	東京都
住宅建材東日本支店	東京都	住建特需事業部	東京都
東日本設計施工統括部	東京都	中部支店	愛知県
首都圏ビル建材支店	東京都	関西支店	大阪府
リニューアル支店	東京都	住宅建材西日本支店	大阪府
スチールドア部	東京都	西日本設計施工統括部	大阪府
マンションドア部	東京都	中四国支店	広島県
福祉住環境部	東京都	九州支店	福岡県

② 当社の工場

名称	所在地	名称	所在地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③　子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地	主な事業内容
文化シヤッターサービス株式会社	東　京　都	各種シャッター等の修理点検
ＢＸ新生精機株式会社	兵　庫　県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
ＢＸテンパル株式会社	東　京　都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
ＢＸ文化工芸株式会社	埼　玉　県	備え付け家具、インテリア、関連什器の製造、販売
ＢＸあいわ株式会社	東　京　都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
ＢＸ沖縄文化シヤッター株式会社	沖　縄　県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
ＢＸケンセイ株式会社	大　分　県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
ＢＸ文化パネル株式会社	大　阪　府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
ＢＸティアール株式会社	埼　玉　県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
ＢＸゆとりフォーム株式会社	東　京　都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸ紅雲株式会社	愛　知　県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
ＢＸ鐵矢株式会社	千　葉　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ東北鐵矢株式会社	山　形　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ朝日建材株式会社	徳　島　県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
ＢＸ西山鉄網株式会社	東　京　都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
ＢＸカネシン株式会社	東　京　都	建築用諸金物の製造、販売
ＢＸＴＯＳＨＯ株式会社	神　奈　川　県	木造住宅の建築設計
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売
株式会社エコウッド	福　岡　県	木材・プラスチック再生複合材の製造および販売

（注）ＢＸティアール株式会社とＢＸ文化工芸株式会社は2020年2月4日にＢＸティアール株式会社を存続会社とする吸収合併契約を締結し、2020年4月1日に合併しました。

(7) 使 用 人 の 状 況 (2020年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	2,048名 (588名)
建材関連製品事業	1,410名 (434名)
サービス事業	941名 (93名)
リフォーム事業	200名 (49名)
その他	98名 (36名)
全社(共通)	85名 (15名)
合計	4,782名 (1,215名)

(注) 1．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,952名	5名増	43.4歳	17.0年

事業区分	従業員数
シャッター関連製品事業	1,273名 (455名)
建材関連製品事業	572名 (205名)
サービス事業	6名 (－名)
リフォーム事業	2名 (13名)
その他	14名 (6名)
全社(共通)	85名 (15名)
合計	1,952名 (694名)

(注) 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。）は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	934
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	370
三井住友信託銀行株式会社	340

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

①	発行可能株式総数	288,000,000株
②	発行済株式の総数	72,196,487株 （自己株式479,798株を含む）
③	単元株式数	100株
④	株主数	4,633名

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
文化シヤッター関連企業持株会	5,524,677	7.70
第一生命保険株式会社	3,260,978	4.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,059,700	4.26
株式会社みずほ銀行	2,934,873	4.09
文化シヤッター社員持株会	2,672,474	3.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,913,400	2.66
住友商事株式会社	1,834,200	2.55
株式会社淀川製鋼所	1,669,000	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	1,560,901	2.17
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,273,565	1.77

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（2020年３月31日現在）

2018年８月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式（単元株式数100株） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額	1,033.4円
新株予約権の行使期間	2018年９月27日から2023年８月30日まで （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	茂木哲哉	
代表取締役社長	潮崎敏彦	執行役員社長
取締役	嶋村悦典	常務執行役員　製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
取締役	小倉博之	常務執行役員　営業担当
取締役	大島亨	上席執行役員　新事業・特需事業本部長
取締役	藤田義徳	上席執行役員　東日本事業本部長
取締役	三田充	上席執行役員　ビル建材事業本部長
取締役	市川治彦	上席執行役員　業務担当
取締役	山﨑浩樹	上席執行役員　西日本事業本部長
取締役監査等委員（常勤）	西川秀行	
取締役監査等委員（社外）	飯名隆夫	
取締役監査等委員（社外）	藤田昇三	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社　社外取締役監査等委員 株式会社エコス　社外取締役 三機工業株式会社　社外監査役
取締役監査等委員（社外）	阿部和史	

（注）１．取締役飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の３氏は社外取締役であります。
２．当社は、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査等委員である取締役西川秀行氏は、当社における経理部門での業務経験を有しており、税務、財務および会計についての相当程度の知見を有しております。
４．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内の重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役西川秀行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5．決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年　月　日	地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況等
2020年４月１日	取　締　役	嶋　村　悦　典	常務執行役員 設計、施工、新事業、商品開発担当

【参考】

2020年４月１日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	谷　　久　夫	海外事業部長
常務執行役員	佐久間　博　志	営業推進部長
常務執行役員	大　澤　愼　一	営業企画部長
常務執行役員	大　岡　忠　仁	製造担当
常務執行役員	和根崎　淳　一	ドア・パーティション事業本部長
執 行 役 員	岡　本　一　也	情報システム部長
執 行 役 員	松　山　成　強	ＣＳＲ統括部長
執 行 役 員	石　倉　則　夫	商品開発部長
執 行 役 員	葛　西　　仁	関越支店長
執 行 役 員	石　井　　誠	リニューアル支店長
執 行 役 員	元　木　幸一郎	設計施工企画部長
執 行 役 員	神　藤　定　幸	東日本設計施工統括部長
執 行 役 員	泉　谷　　透	シャッター特需部長
執 行 役 員	天　野　　治	メンテナンス事業部長
執 行 役 員	西　村　浩　一	経理部長
執 行 役 員	蓮　見　幸　夫	小山工場長
執 行 役 員	髙　橋　章　文	経営企画部長
執 行 役 員	小野瀬　　智	関西支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	９名	358百万円
監査等委員 （うち社外取締役）	５名 （４）	46百万円 (26)
合計 （うち社外取締役）	14名 （４）	405百万円 (26)

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年６月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。

④ 社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

取締役監査等委員藤田昇三氏はアセットマネジメントＯｎｅ株式会社の社外取締役監査等委員および株式会社エコスの社外取締役ならびに三機工業株式会社の社外監査役であります。

なお、当社とアセットマネジメントＯｎｅ株式会社、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

イ．社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

ａ．当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

区　　分	取締役会（８回開催）		監査等委員会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役飯名隆夫	８回	100.0%	11回	100.0%
取締役藤田昇三	８回	100.0%	11回	100.0%
取締役阿部和史	８回	100.0%	11回	100.0%

ｂ．取締役会および監査等委員会における発言状況

・飯名隆夫氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・藤田昇三氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

・阿部和史氏は、主に他社における豊富な実務経験および監査役としての職務経験から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　東陽監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ．当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査等を行う。

ウ．当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ．当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ．問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。

カ．「文化シヤッターグループＣＳＲ行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ．今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。

イ．製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、ＣＳＲ担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧　当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア．取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

イ．従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。

ウ．「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。

エ．当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨　監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。

⑩　その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査等委員会は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

イ．監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役等と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。

ウ．監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。

エ．監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

また、定期的に全役員および従業員を対象に主に当社グループの事業活動に関連する諸法令等についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を８回開催し、社外取締役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「電子情報管理規定」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④　グループガバナンス体制構築に関する取組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の監査等委員会および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤　監査等委員会の監査が実効的に行われることに関する取組みの状況

当社の監査等委員会は社外取締役３名を含む４名で構成されており、当事業年度においては監査等委員会を11回、代表取締役とのミーティングを３回開催し、全ての監査等委員である取締役が出席しております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年６月開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第１項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

（注）当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	96,144	流動負債	54,811
現金及び預金	25,727	支払手形及び買掛金	33,703
受取手形及び売掛金	46,640	短期借入金	2,284
商品及び製品	14,350	リース債務	667
仕掛品	1,000	未払法人税等	1,632
原材料及び貯蔵品	4,335	未払費用	6,062
その他の流動資産	4,202	賞与引当金	3,416
貸倒引当金	△ 111	役員賞与引当金	127
固定資産	69,729	工事損失引当金	118
有形固定資産	32,944	その他の流動負債	6,798
建物及び構築物	11,069	固定負債	33,905
機械装置及び運搬具	5,358	転換社債型新株予約権付社債	10,000
工具、器具及び備品	631	長期借入金	266
土地	12,475	リース債務	2,771
リース資産	1,112	役員退職慰労引当金	357
使用権資産	1,946	退職給付に係る負債	19,023
建設仮勘定	349	受入保証金	581
無形固定資産	9,953	資産除去債務	53
のれん	4,543	その他の固定負債	852
その他の無形固定資産	5,410	負債合計	88,717
投資その他の資産	26,830	純資産の部	
投資有価証券	16,998	株主資本	74,763
退職給付に係る資産	1,658	資本金	15,051
繰延税金資産	5,738	資本剰余金	12,304
その他の投資その他の資産	2,777	利益剰余金	47,564
貸倒引当金	△ 342	自己株式	△ 156
資産合計	165,874	その他の包括利益累計額	2,233
		その他有価証券評価差額金	2,620
		土地再評価差額金	△ 76
		為替換算調整勘定	△ 317
		退職給付に係る調整累計額	6
		非支配株主持分	160
		純資産合計	77,157
		負債・純資産合計	165,874

連結損益計算書

〔2019年４月１日から
2020年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		184,239
売上原価		136,938
売上総利益		47,301
販売費及び一般管理費		37,815
営業利益		9,485
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	297	
持分法による投資利益	585	
その他の営業外収益	449	1,357
営業外費用		
支払利息	179	
為替差損	536	
その他の営業外費用	123	840
経常利益		10,003
特別利益		147
特別損失		42
税金等調整前当期純利益		10,108
法人税、住民税及び事業税	3,599	
法人税等調整額	△ 111	3,488
当期純利益		6,620
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		6,603

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	65,359
現金及び預金	9,061
受取手形	10,247
電子記録債権	3,773
売掛金	23,160
商品及び製品	12,183
仕掛品	475
原材料及び貯蔵品	2,206
前渡金	2,742
前払費用	326
未収入金	581
短期貸付金	569
立替金	67
その他の流動資産	15
貸倒引当金	△ 52
固定資産	63,732
有形固定資産	18,762
建物	6,181
構築物	447
機械及び装置	2,666
車両運搬具	31
工具、器具及び備品	402
土地	7,950
リース資産	781
建設仮勘定	301
無形固定資産	2,507
ソフトウェア	1,877
借地権	105
電話加入権	131
リース資産	28
その他の無形固定資産	364
投資その他の資産	42,462
投資有価証券	8,588
関係会社株式	22,461
出資金	17
長期貸付金	6,256
破産更生債権等	210
長期前払費用	24
差入保証金	25
事業保険積立金	685
敷金	720
繰延税金資産	3,599
前払年金費用	825
その他の投資等	275
貸倒引当金	△ 1,107
投資損失引当金	△ 120
資産合計	129,091

負債の部	
科目	金額
流動負債	41,810
支払手形	8,099
電子記録債務	12,195
買掛金	6,996
短期借入金	1,750
リース債務	342
未払金	249
未払法人税等	472
未払消費税等	302
未払費用	4,868
前受金	3,924
預り金	187
賞与引当金	1,965
役員賞与引当金	100
工事損失引当金	116
設備関係支払手形	241
固定負債	24,178
転換社債型新株予約権付社債	10,000
リース債務	553
退職給付引当金	12,915
役員退職慰労引当金	112
受入保証金	540
長期前受収益	9
資産除去債務	47
負債合計	65,989
純資産の部	
株主資本	60,618
資本金	15,051
資本剰余金	12,302
資本準備金	9,151
その他資本剰余金	3,151
利益剰余金	33,415
その他利益剰余金	33,415
土地圧縮積立金	31
別途積立金	28,000
繰越利益剰余金	5,384
自己株式	△ 151
評価・換算差額等	2,483
その他有価証券評価差額金	2,483
純資産合計	63,101
負債・純資産合計	129,091

損益計算書

〔2019年４月１日から
2020年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		124,959
売上原価		97,628
売上総利益		27,331
販売費及び一般管理費		22,503
営業利益		4,828
営業外収益		
受取利息	105	
受取配当金	2,476	
その他の営業外収益	277	2,860
営業外費用		
支払利息	31	
為替差損	522	
貸倒引当金繰入額	47	
その他の営業外費用	105	707
経常利益		6,981
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	6	8
税引前当期純利益		6,973
法人税、住民税及び事業税	1,565	
法人税等調整額	149	1,714
当期純利益		5,259

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　子　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　子　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は独占禁止法違反の疑いで、平成22年６月９日、公正取引委員会から「排除措置命令および課徴金納付命令」を受けました。これに対し、平成22年８月に公正取引委員会に審判請求を、東京高等裁判所に執行免除の申し立て手続きを行い、平成22年12月に執行免除決定がなされ、審判、裁判の結果が確定するまでの排除措置命令に従った行動は、猶予されることが確定いたしております。監査等委員会は、当社取締役会の対応と今後の推移を注視するとともに、当社取締役が法令遵守体制のさらなる構築に向け、より一層努力されることを要請しております。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年５月25日

文化シヤッター株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　西　川　秀　行　㊞

監査等委員（社外・独立役員）　飯　名　隆　夫　㊞

監査等委員（社外・独立役員）　藤　田　昇　三　㊞

監査等委員（社外・独立役員）　阿　部　和　史　㊞

（注）監査等委員　飯名隆夫、藤田昇三及び阿部和史は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年の３月31日まで
定時株主総会	６月下旬
基準日	３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	 ３月31日 ９月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL https://www.bunka-s.co.jp/） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒１６８－００６３ 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　０１２０－７８２－０３１（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】
株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【未払配当金の支払いについて】
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

■トピックス

文化シヤッターサービス株式会社


本社ＢＸ１１３ビル

文化シヤッター株式会社では、創業間もない1958年（昭和33年）から、専用のサービスカー２台を駆使して、当時としては画期的なアフターサービス制度をスタートさせました。これは、「シャッターは売ったままでは足らず、必ずアフターサービスが必要となる」という認識と社是にも掲げられている奉仕の精神から由来するものであり、その後は、アフターサービスのさらなる充実を図るため、業界に先駆けて1969年（昭和44年）、東京都板橋区に株式会社文化シヤッターサービスセンターを設立したのを手始めに、全国各地に同様のサービスセンターを設立、順次サービスネットワークを拡げてまいりました。

そして1991年（平成３年）に全国のサービスセンターを合併し、現在の文化シヤッターサービス株式会社が誕生しました。新築から取り替えや修理などのストックへと市場ニーズが変化する状況において、お客様に安心・安全そして快適空間を提供し、よりお客様のお役に立てられるよう、確かな技術力と資質、スピード対応を駆使し、さらなる発展を目指してまいります。

一般点検（修理）

シャッターが動かない、ドアが重い、リモコンが作動しないなど、ご使用の製品の修理や取り替え等対応致します。24時間365日対応が可能で、ご相談やお見積りは無料です。安全に対する意識の高まりの中、手厚いサポートを提供し、より確かな安全を実現してまいります。



定期点検

2016年６月より建築基準法「防火設備定期報告制度」が改正され、特定建築物指定建物に設置されている特定の防火設備については、毎年国家資格者による検査を受けて報告することが義務付けられました。対象の建築物に対し、専門的な定期点検を行い、火災時に防火扉が正常に稼働しないことなどによる事故の発生を防ぎます。



文化シヤッターサービス株式会社
所在地　東京都豊島区西巣鴨４－１４－５　ＢＸ１１３ビル
代表者　代表取締役社長　中島省吾
資本金　１億１千万円
従業員数　1,244名（2020年３月現在）

シャッターの修理・点検は下記まで
フリーダイヤル　0120－365－113
24時間365日受付

第74期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シヤッター株式会社　東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

A 都営地下鉄三田線
春日駅（A5/A6出口）より 徒歩 3 分

B 都営地下鉄大江戸線
春日駅（A6出口）より 徒歩 3 分

C 東京メトロ南北線
後楽園駅（8番出口）より 徒歩 7 分

D 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅（4b出口）より 徒歩12分

E ＪＲ総武線
水道橋駅（お茶の水寄り出口）より
徒歩15分

F 文京区コミュニティバス
文化シヤッター前下車 徒歩 0 分



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。